

平成19年度 朝来市の健全化判断比率の概要

0 はじめに

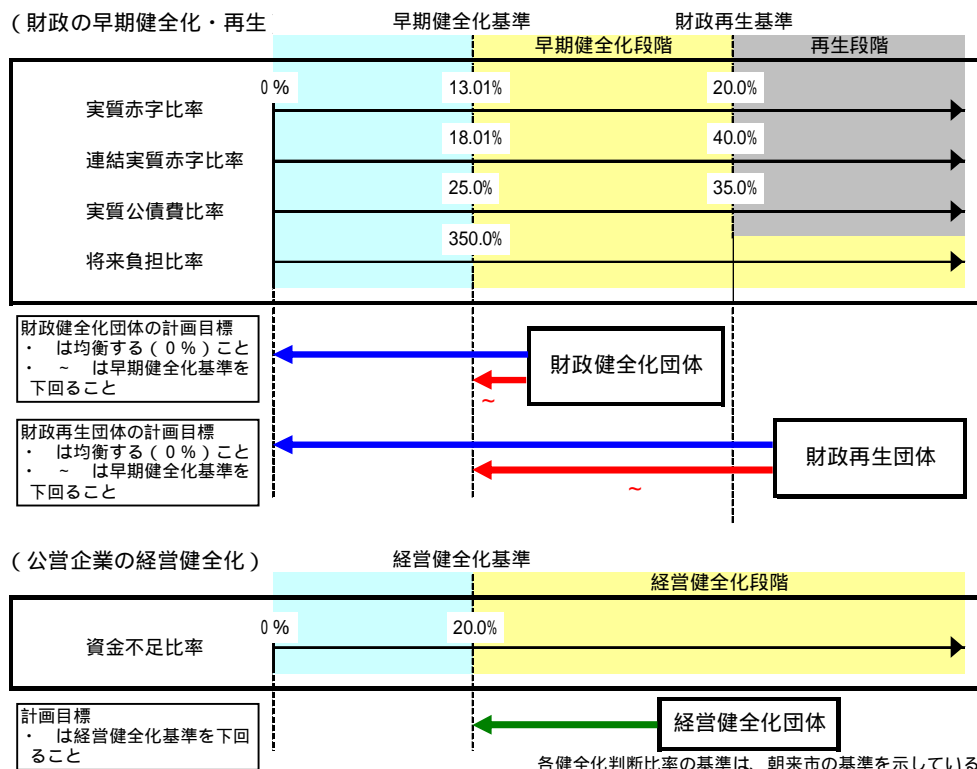
自治体の財政再建について、昭和30年に公布された「地方財政再建促進特別措置法(財政健全化法)」で行われてきましたが、平成18年6月に北海道夕張市の財政再建団体への移行表明などもあり、公営企業や第3セクターの負債等も含めた財政状況の明確化、財政再建団体に陥る前段階での是正基準の設定、外部監査の導入による統制の強化が叫ばれ、新しい地方公共団体の再生法制として、平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)」が公布されました。

この法律の目的は、自治体財政の早期健全化や財政の再生、公営企業の経営健全化としており、従来の「財政再建法」にはなかった早期是正の措置が加わり、財政健全時から自治体財政の状況をより幅広い範囲で公表し、財政健全化・再生を図る基本的な性質を持つことになりました。

なお、自治体財政の状況については、平成19年度決算から健全化判断比率等の指標を全ての自治体で公表することになっており、朝来市でも監査委員の審査に付し、その結果を市議会議長へ報告するとともに、兵庫県知事に報告を行いました。

健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標があり、財政状況の悪化などで、このうち1つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、さらに悪化して「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められます。

また、公営企業についても、「資金不足比率」を算定・公表することとされ、その比率が「経営健全化基準」を上回った公営企業は「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。



1 実質赤字比率

実質赤字比率は、**一般会計と公営事業以外の特別会計を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除して算定**されるもので、朝来市では、普通会計^{*1}が対象となります。

算定の仕方は、既に指標化されている実質収支比率と同じ「標準財政規模^{*2}に対する実質収支額^{*3}の割合」で計算し、実質収支額が赤字の場合（実質赤字額のある場合）、実質赤字比率が示されます。（実質収支額は各会計を合算して計算）

なお、朝来市の早期健全化基準^{*4}は13.01%、財政再生基準は20.00%ですが、実質収支額が黒字のため、いずれも基準には該当しませんでした。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額（黒字の場合は0）}}{\text{標準財政規模}}$$

*1 一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、老人保健事業特別会計うち一般管理事務事業分の合計
（会計区分は「5 健全化判断比率等の対象となる会計」を参照）

*2 地方公共団体の一般財源の標準的規模（標準的な年間収入）を示すもので、通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量

*3 実質収支額 = 歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度に繰越すべき財源

*4 早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模により異なる（連結実質赤字比率を含む）

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、**実質赤字額のほか公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた赤字額（連結実質赤字額）を標準財政規模で除して算定**されるもので、朝来市では普通会計のほか、財産区特別会計を除く全ての特別会計（国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計など）と地方公営企業法を適用した会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）が対象となり、標準財政規模に対する各会計の実質収支額及び資金不足・余剰額を連結させた実質収支額の割合で算定されます。

朝来市の早期健全化基準は18.01%、財政再生基準は40.00%ですが、連結させた実質収支額が黒字であり、いずれも基準には該当しませんでした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額

[実質赤字額 + 公営事業会計の実質赤字額 + 地方公営企業の資金不足額] 黒字の場合は0)

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債協議制度の下での判断比率として既に導入されている指標で、**公債費等^{*5}が標準財政規模に比べてどの程度を占めるのかを表し、前3年度の平均値を指標として用います。**

早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、朝来市の指標は19.7%であり、いずれも基準には該当しませんでした。(18年度は18.2%でした)

なお、地方債を発行する際、実質公債費比率が18.0%以上の団体(朝来市を含む)は「公債費負担適正化計画」を作成し、知事の許可を受けなければ地方債を発行することはできません。さらに25%以上(早期健全化基準以上)の団体は、一部の地方債の発行が原則許可されないことになっています。

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{及び準元利償還金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{に係る普通交付税措置額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金及び準元利償還金に} \\ \text{係る普通交付税措置額} \end{array} \right]}$$

^{*5} 朝来市では普通会計の公債費(地方債の元利償還金)のほか、公営企業債に対する繰出金(上水道、簡易水道、下水道、宅地開発事業、介護サービス事業と公立豊岡病院組合)を含めた実質的な公債費(準元利償還金)に充当された一般財源をいい、このうち普通交付税で措置されるものや公営住宅の使用料など借金の返済に充てることのできる財源(特定財源)は控除します

4 将来負担比率

将来負担比率は、**普通会計が背負っている借金(将来負担額)が、普通会計の標準的な年間収入(標準財政規模)の何年分なのかを示す指標**です。

将来負担の考え方は、平成19年度末にその自治体がなくなったと仮定して、以降に自治体が負担する予定だった負債(地方債、債務負担行為を行った契約に係る支出予定額、公営企業債等残高に対する繰出金、一部事務組合等への負担見込額、退職手当負担見込額、連結実質赤字額など)から、充当可能な財源(年度末の基金残高、今後収入が見込まれる特定の歳入(公営住宅の使用料など)や普通交付税で翌年度以降に措置される見込額など)を差し引いたものをいいます。

早期健全化基準は350.0%(財政再生基準は規定なし)ですが、朝来市の指標は166.2%(標準財政規模のおよそ1.7年分)であり、基準には該当しませんでした。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金残高} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債残高等に係る普通交付税措置見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{普通交付税措置額(当該年度に係るもの)} \end{array} \right]}$$

5 資金不足比率（公営企業会計のみ）

公営企業^{*6}の経営健全化の判断基準は、資金不足比率で判断することができ、資金不足比率は、**公営企業ごとの資金不足額が事業規模（営業収益の額 - 受託工事収益の額で算定）に対してどの程度あるのかを示すものです。**

資金の不足額とは、普通会計の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額をいいます。

経営健全化基準は20.0%ですが、朝来市の公営企業は全て黒字または歳入歳出差引が0で資金不足がないため、基準には該当しませんでした。

資金不足額	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$	事業規模	
			法適用企業	営業収益 - 受託工事収益の額
			法非適用企業	営業収益に相当する収入 - 受託工事収益に相当する収入

*6 朝来市では、法適用企業の水道事業、工業用水道事業、農業共済事業と法非適用企業の簡易水道事業、と畜場事業、下水道事業、宅地開発事業が該当します

6 健全化判断比率等の対象となる会計

